

一般会計 補正予算可決

10億3209万円を追加

一般会計総額は476億円



平成29年第2回花巻市議会定例会（6月定例会）が6月16日に招集され6月29日まで開かれました。本定例会では、平成29年度一般会計補正予算（第1号）や花巻市営バス条例の廃止、学校給食センター設置条例の一部改正などの議案審議を行い、市長提出案件のほか意見書案等は原案のとおり可決しました。また、12人の議員が登壇し、市政について一般質問を行いました。

一般会計補正予算第1号を可決

平成29年度花巻市一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決しました。

| | |
|---|--|
| 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 10億3209万円を追加し、 | 歳入歳出それぞれ476億49 56万9千円とするものです。 |
| 歳入は、国庫支出金3億33 52万3千円、県支出金686 9万7千円、繰入金7300万 3千円。 | 歳出は、民生費1057万1 千円で主なものは、介護保険運 営事業費345万円、保育力充 実事業費5333万円、農林水産 業費6946万8千円で主なも のは、産地パワーアップ事業補 |

助金 6 1 3 3 万円。土木費 5 億 6 2 6 1 万円の主なものは、生活道路整備事業 2 億 8 2 3 6 万円。教育費 6 5 2 万 8 千円の主なものは、田瀬湖ボート場環境整備事業費 5 6 7 万円となっています。諸支出金 3 億 7 2 1 7 万円は普通財産取得費(旧県立花巻厚生病院跡地取得費)です。

その他可決した主な議案

との討論があり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

譲渡について
県医療局から取得した旧県立花巻厚生病院跡地(普通財産)を、病院施設などの移転新築整備に供する用地として、都市機能立地支援事業制度要綱に基づく公的不動産等活用支援を行うため、日常一般に開放される「公開空地」で国が示す面積の最小分、200平方メートルに相当する522万円を減じ、3億8149万円で公益財団法人総合花巻病院に譲渡しようとするもの。

▽財産（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）の取得について

花巻北署に配備のポンプ自動車の老朽化に伴い、更新するもの。緊急消防援助隊の出動要請があつた際、全国各地に出動し災害対応も行うことができる車両。長距離移動を考慮したハイルーフ仕様でフルターム四駆にホースを30本積載。2千リットルに入る大容量の水槽を装備し、消火剤放水にも対応する先進車両（オーダーメイド車両）で、21社による指名競争入札の結果、市内事業者から6534万円で買い入れしようとするもの。

- ▽花巻市市税条例の一部改正
- ▽花巻市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正
- ▽花巻市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正
- ▽花巻市営バス条例を廃止する条例
- ▽花巻市駐車場条例の一部改正
- ▽花巻市学校給食センター設置条例の一部改正
- ▽字の区域(小瀬川地区)の変更に
関し議決を求める」とについて

人権擁護委員候補者を適任と決定



平成29年 第2回定例会 【審議結果】

| | |
|---------------|---|
| 議案番号 | 第40号 |
| 議案名 | 花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 審議結果 | 原案可決 |
| 明和会 | 藤原伸○ 高橋勤○ 伊藤源康○ 藤原晶幸○ 平賀守○ 中村初彦○ |
| 市民クラブ | 高橋修○ 瀬川義光○ 内館桂○ 大原健○ 鎌田幸也○ |
| 花巻クラブ | 松田昇○ 本館憲一○ 藤井英子○ 近村晴男○ 高橋浩○ |
| 社民クラブ 平和環境 | 照井省三○ 若柳良明○ 阿部一男○ |
| 会派を構成していない議員 | 菅原ゆかり○ 増子義久○ 藤井幸介○ 櫻井肇● 照井明子● |

○は賛成 ●は反対

議長(小原雅道)は表決に加わりません
上記以外の議案は全会一致で可決

議案審議について
特に議論が交わされ
たのは次のとおりで
す。

個人情報の定義を明確化するため、指紋やDNAなどの「個人識別符号」、信条や病歴などで不当な差別や偏見などが生ずることがないよう取り扱いに特に配慮する「要配慮個人情報」の定義を定めるもの。

緊急避難時の妊産婦や乳児、障がいのある方、高齢者など要援護者と呼ばれる方々の救出の際、本条例が障壁となつて個人情報が開示されず、救助に支障が出る心配はないのかとの質問に、緊急時には命を守るべきであるとの答弁があつた。

▽花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

特に0歳児から2歳児までの待機児童の解消策の一つとして提案されたもの。当分の間、保育士不足で子どもを受け入れられない小規模な保育園などに対し、保育士と同等の知識及び経験を有する幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の免許を有する方を市長が認める場合、保育士とみなすことができるという、保育士配置要件の特例を定めるもの。

これに対し、小規模保育所などにおける保育士配置の弾力化は、長時間開所する保育事業所に対し、無資格者が保育に従事することが事実上認められ、保育の質の低下が懸念される。市が安易に保育士配置の弾力化を進めることは、市内保育の質の確保に大きく影響し反対、